

令和 8 年度
子どもフリーマーケット企画運営業務の委託事業者募集に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、売り手、買い手ともに子どもだけで行うフリーマーケットを通じて、子どものコミュニケーション能力の向上、リユース意識の醸成、金融リテラシーの習得及び起業マインドの育成を図るとともに、地域の商店街、団体、事業者等との関わりを持つことで、子どもが地域への関心を深め、将来の地域経済の担い手としての意識を育むことを目的として、実施する子どもフリーマーケット企画運営業務を委託する事業者を、「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

子どもフリーマーケット企画運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度 子どもフリーマーケット企画運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

泉大津市内

(5) 業務委託上限金額

金 1,980,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は 2 以上の者により任意に結成された共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされていない者。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- (7) 参加表明書の受付日から遡り、6 カ月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (9) 国税（法人税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を、滞納又は未申告でない者。
- (10) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の要件に該当する事項がないこと。
- (11) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。
- (12) これまでに同種の業務を 1 回以上実施した経験があること。

4. スケジュール

(1) 日程

項番	手続等	期限等
1	公募の開始	令和 8 年 8 月 12 日（水）
2	質問事項受付期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）正午
3	質問事項回答日	令和 8 年 8 月 24 日（月）
4	参加表明書類の提出期限	令和 8 年 8 月 28 日（金）正午
5	参加決定通知書送付	令和 8 年 8 月 31 日（月）
6	企画提案書提出期限	令和 8 年 9 月 8 日（火）正午
7	プレゼンテーション等	令和 8 年 9 月 11 日（金）
8	結果通知・公表	令和 8 年 9 月中
9	詳細要件合意、契約	令和 8 年 9 月中
10	業務開始	契約締結日以降
11	業務終了	令和 9 年 3 月 31 日（水）

(2) 実施要領に関する質問受付及び回答

ア 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。質問書〔様式 1〕を使用し、件名を「子どもフリーマーケット企画運営業務の委託に関する質問」として、令和 8 年 8 月 12 日（水）から令和 8 年 8 月 21 日（金）正午までに事務局へ電子メールで送信するものとする。他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

イ 質問の回答

令和8年8月24日(月)に市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間

令和8年8月12日(水)から令和8年8月28日(金)正午まで(必着)
(土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

事務局への持参または郵送とする。なお、郵送の場合は令和8年8月28日(金)必着とし、併せて、電子メールにおいて、郵送した旨を送信すること。

ウ 提出書類

次の書類をA4ファイルに綴じたものを各1部提出すること。

① 参加表明書及び宣誓書〔様式2〕

② 会社概要書〔様式3〕

③ 業務実績書〔様式4〕

④ 業務責任者実績書〔様式5〕

⑤ 決算報告書

直近1年分に係る決算報告書一式(直近の株主総会で議決を得たもの)

⑥ 登記簿謄本(交付から3か月以内のもの、複写可)

⑦ 納税証明書(交付から3か月以内のもの、複写可)

国税については(その3の3)、市税については泉大津市内に事業所を有する場合は泉大津市税の滞納がないことの証明書

⑧ 印鑑証明書(法務局が発行したもので、交付から3か月以内のもの、原本)

⑨ 使用印鑑届〔様式6〕

⑩ 障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ〔様式7〕

※ 令和7・8年度泉大津市入札参加有資格者の場合は、⑤～⑩の提出は不要。

※ 参加資格要件の審査結果通知については、令和8年8月31日(月)に電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和8年8月31日(月)～9月8日(火)正午まで(必着)
(土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

事務局へ持参または郵送とする。なお、郵送の場合は令和8年9月8日(火)必着とし、併せて、電子メールにおいて、郵送した旨を送信すること。

ウ 提出書類

次の①、②については正本1部、③は正本1部、副本5部を提出すること。また、③については、正本及び副本のデータも提出することとする。副本は提案者を特定

できる表示を一切しないこと。

① 企画提案書提出届出書〔様式8〕

② 見積書〔任意様式、明細書を含むこと〕

※明細書には、業務種別ごとの費用の内訳額及び総額、全ての業務費用の総額、消費税及び地方消費税額を含めた総額を記載すること。

※費用総額は、本実施要領に定める業務委託上限額までとする。

③ 企画提案書〔任意様式〕

- ・ A4判 表紙を除き 20 ページ以内とする。ただしA3判1ページはA4判2ページとする。なお、提案に支障のない範囲で両面印刷すること。
- ・ 表紙をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。
- ・ 正本は参加者名入りの表紙を付けること。
- ・ 副本はいずれのページにも参加者名及び提案事業名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。
- ・ 事業実施スケジュール及び仕様書（別紙）、審査項目（別表）に記載されている各項目について必ず全て含めること。
- ・ 概要図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意すること。

エ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。提出日付は統一すること。

オ 途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「業務委託公募型プロポーザル参加辞退」とし、令和8年9月8日（火）までに辞退届〔様式9〕を事務局へ送信すること。

5. 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査にあたっては、「子どもフリーマーケット企画運営業務の委託事業者募集に係る公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について審査項目（別表）に基づいて審査を行う。

審査委員が企画提案書等について評価した点を合計したものを審査点とし、各審査員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を最優秀提案者、第2位の者を次点者として選定する。なお、各審査員の審査点の平均が満点の6割に満たない場合は、失格とする。

ただし、順位決定を行う際、同順位が複数ある場合は、同順位の者のうち当該順位の直近順位（上位）を最も多く得た参加者を上位として扱う。それでもなお、選定されない場合は、各審査委員の審査点の合計が最も高い参加者を上位として扱う。参加者が1者のみだった場合については、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割

以上であることを条件として、審査委員の協議により、その参加者を最優秀提案者とする。

(2) プレゼンテーション

ア 日時・場所

- ① 実施日：令和8年9月11日（金）※時間は参加者に通知します。
- ② 場所：対面の場合は泉大津市役所（大阪府泉大津市東雲町9番12号）

イ 実施方法

- ① 所要時間は説明20分以内、質疑応答20分程度とする。
※参加者数により、プレゼン時間等を変更する場合がある。
- ② プレゼンテーションは対面又はオンラインで実施し、オンラインで行う場合は、企画提案書提出期限までに別途事務局へ通知すること。
- ③ プレゼンテーションは非公開とする。
- ④ 録音録画は禁止とする。
- ⑤ 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。オンラインの場合は、企画提案書等を画面上に表示し、プレゼンテーションをすることは可能とする。
- ⑥ プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMI ケーブル及びスクリーンは発注者が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。
- ⑦ プレゼンテーションの出席人数は最大3名までとする。
- ⑧ 受託決定後に当該業務に具体的に携わる担当者が出席し、説明を行うものとする。
- ⑨ プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。
- ⑩ 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。
- ⑪ プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、参加者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

(3) プレゼンテーション審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、参加者全てに電子メールで通知し、その概要を市ホームページで公表する。公表内容は、原則として最優秀提案者の名称及び点数とする。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果及び評価内容、点数等に関する問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本実施要領に違反すると認められる場合
- オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

6. 契約について

(1) 契約方法

- ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た参加者（最優秀提案者）が、令和 8 年度子どもフリーマーケット企画運営業務委託候補者となる。
- イ 業務委託契約の締結は、発注者が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。
- ウ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、発注者が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。
- エ 締結交渉の結果、合意に至った場合は業務委託契約を締結する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と発注者が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書、プレゼンテーション資料及びその内容に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和 44 年規則第 7 号）第 114 条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 116 条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

7. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係る書類の作成、及び提出に係るすべての費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で発注者に帰属するものとする。また、発注者は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 発注者からの提出資料の取り扱い

発注者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本事業の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

(9) 応募書類の開示

提出された応募書類について、公文書公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）に基づき取り扱うこととする。

8. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおり。

泉大津市 市長公室 地域経済課 商工担当

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

Email : keizai@city.izumiotsu.osaka.jp

電話番号 0725-51-7651（地域経済課 直通）

附 則

この要領は、令和8年8月12日（水）から施行し、候補者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。

別表

審査項目

No	審査基準	審査項目	審査内容	内訳
1	業務履行能力	業務実績	本業務と同種又は類似業務についての過去の実績	15
2		責任者実績	本案件を受託した場合の業務責任者となる者が過去に同種又は類似業務の実績を有しているか	10
3	見積額		15 点×（委託上限額-見積額）／（委託上限額-最低見積額）	15
4	現状把握		本市の現状や取り巻く環境など本業務の目的及び課題について把握が的確にできているか	15
5	企画提案内容の目的適合性・妥当性・具体性・実現性	企画内容	企画提案内容が子どものコミュニケーション能力の向上、リユース意識の醸成、金融リテラシーの習得、起業マインドの育成、地域への関心及び将来の担い手意識の醸成という業務の目的と一致しているか。また、子どもの主体性を育てる具体的かつ実現可能な提案であるか	20
6		業務体制・地域連携	実施体制、支援体制、役割分担等が具体的な内容となっているか。また、地域の商店街、地域活動団体、市内事業者その他地域関係者との事前協議、役割分担、運営方法及び連絡体制が具体的かつ実効性のある内容となっているか	10
7		業務工程・効果測定	業務を運営する上で、広報、効果測定、報告書の作成、スケジュール管理までの工程が整理されており、具体性・実現性があるか	10
8	プレゼン能力		プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かし、ポイントを押さえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか	5
合計				100